

(別添)

鳥取県農業試験場原種生産合理化施設種子低温貯蔵庫除湿機更新業務仕様書

1 業務名

鳥取県農業試験場原種生産合理化施設種子低温貯蔵庫除湿機更新業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取市橋本260 鳥取県農業試験場原種合理化施設種子低温貯蔵庫機械室

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで。

また、現地作業にあたっては、日程を事前に施設の施設管理担当者と協議の上決定すること。

4 業務概要

原種合理化施設種子低温貯蔵庫機械室において、除湿設備更新を行うもの。また、業務完了後には機器の試運転調整を行い、正常に機能することを確認すること。

5 業務内容

(1) 機種

内容	名称・形状・品番・寸法等	数量
乾燥除湿機ドライセル (株式会社ティーネットジャパン製 CDS-500SEU)	処理風量：15.5 m ³ /min 屋内使用 寸法：2200W×750D×2155H 除湿ロータ：520φ×200D 処理ファン：15.5 m ³ /min-680Pa-0.75kw 再生ファン：420 m ³ /min-1.1kPa-0.4kw ロータ駆動モータ：0.025kw 再生ヒータ：電気ヒータ 9.7kw アフタクーラ：直膨型 アフタクーラ用冷凍機 TAM501：日本キャリア製 制御盤、差圧計 ・外気条件：(夏)38.5℃ 65%RH (冬) -1℃ 65%RH ・入口条件：5℃ 30%RH ・出口条件：-5℃ 8.1%RH ・ユーティリティ：電気 200V-60Hz-3φ	1組
機器設置及び撤去	更新機器を確実に固定させるとともに、既設の機器を適切に撤去する	1台
ダクト作成	風量調整、ダンパー込	1組
ダクト設置		1台
保温工事		1台
電気工事	各所電源配管配線、他既存再利用	1箇所
試運転調整		1式
雑材消耗品		1式
運搬費		1式
労務		1式

(2) 現地確認

納入・設置場所の状況確認が必要な場合は、前開庁日までに契約担当部局へ連絡し、必ず現地確認を行ったうえで入札すること。

【現地確認期間】

令和7年6月4日（水）から6月9日（月）（土日は除く。）午後1時から午後4時

6 一般事項

（1）適用

本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すること。

（2）受注者の負担の範囲

ア 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

イ 本業務に伴い必要な官公署その他への手続き、検査、試験並びにその費用は、受注者の負担とする。

（3）関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務関係図書

（1）業務計画書

契約締結後直ちに、一般事項によるほか、次の内容を記載した業務計画書を提出すること。

ア 業務責任者の氏名、役職、実務経験年数

イ 作業の具体的な計画

（2）業務の記録

業務が終了した場合には、次の事項を記載した記録を提出すること。

ア 完成図

イ 業務状況写真（着手前、施工中、完成）

ウ 使用材料

エ 必要に応じて施工後の保全に関する内容

8 業務現場管理

（1）業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

（2）業務責任者

受注者は、業務責任者を定め発注者に届出すること。

（3）業務条件

ア 作業内容ならびに作業日程について、事前に施設管理担当者と調整を行うこと。

イ 本業務に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならない補修すること。

9 業務の実施

（1）作業者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

（2）作業者は、名札又は腕章を着けて本業務を行うこと。

10 業務に伴う廃棄物の処理等

（1）本業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

（2）本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに、交付されたマニフェストの写しを提出すること。

（3）特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理すること。

11 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

1 2 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに 1 3 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1) の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1) 及び(2) の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1) から(3) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1 3 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 5 0 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

1 4 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

1 5 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了した時は、業務完了の日から 1 0 日以内に 7 (2) に記載の業務の記録を業務完了報告書として発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。なお、この検査合格をもって、更新機器一式の所有権は、発注者が有するものとする。

1 6 その他

本仕様書に記載されていない事項は、発注者と受注者が協議の上で決定する。